中央会MONTHLY　昭和45年12月28日第3種郵便物認可　令和元年5月25日発行 第613号　毎月25日発行

組合活性化情報 *Information For Small Business Association*

とちぎ 中央会 MONTHLY

栃木県中小企業団体中央会　第64回通常総会

2019
6
Vol. 613

特集 P1~4 令和元年度 栃木県中央会事業のご案内(前編)

5P FLASH
▶栃木県中央会　第64回通常総会開催

6P 情報連絡員報告（平成31年4月分）
▶グラフと概況／業界の声

8P 組合インタビュー「この人に聞く」
▶第４回：日光建設業協同組合
柴田 政之　理事長
村上 敏夫　事務局長

10P INFORMATION
▶令和元年度　労働保険年度更新について
▶通常総会（総代会）終了後の決算関係書類等の提出について

11P チェックポイント
▶定款変更の効力発生時期について

12P 中央会からのお知らせ
▶第71回全国大会及び団体ツアーのお知らせ
▶消費税軽減税率対応講習会の開催について

栃木県中小企業団体中央会　◇コミュニティービジネス支援センター◇　◇官公需総合相談センター◇
栃木県宇都宮市中央３－１－４（栃木県産業会館３階）
TEL 028−635−2300／FAX 028−635−2302／URL：http://www.tck.or.jp

栃木県中小企業団体中央会はFacebookを利用しています。「栃木県中央会Facebook」で検索してください！

特集

令和元年度
栃木県中小企業団体中央会事業のご案内（前編）

我が国経済は、米中貿易戦争の長期化やそれに伴う中国経済の減速を背景に、外需の景気牽引力は低下するものの、高水準の企業収益や人手不足への対応・設備更新圧力などから、企業の投資マインドは底堅く推移すると見られ、国内需要に牽引される形で景気回復基調が続くと予想されています。

本県経済も着実な景気回復へ向かうことが期待される中で、中小企業は、令和元年10月に予定されている消費税率10％への引き上げと軽減税率制度への対応とともに、「働き方改革」や人材確保、生産性の更なる向上に取り組むことが求められるなど、中小企業の経営改革は待ったなしの状況にあります。

このような変化の激しい経済環境の中において、中小企業が経営基盤を強化し、新製品や新技術、新サービスといった新たな価値を創造していくためには、組合組織をはじめとする連携組織を活用して不足している経営資源を補っていくことが、有効な経営戦略の一つとなります。

中央会では本年度は「組合等の活性化及び連携促進の支援」、「新事業創出の支援」及び「経営資源充実の支援」を３本柱として、これまで培った指導ノウハウやコーディネート機能を発揮し、中小企業の組織化支援をはじめ企業間連携を推進することにより、多様で活力ある中小企業の振興発展を図り、地域経済の活性化に貢献するものです。

補助事業

１．中小企業組合等経営支援事業

⑴　組合等の実地指導と組織化推進

新たな組合等の設立や連携組織を活用した創業、組合間のネットワーク化等を促進するとともに、既存組合の運営及び事業活動の健全化、活性化を図るため、当中央会指導員が積極的な巡回指導等を通じて全面的な支援を行います。また、国や全国中央会等の補助・委託事業等に取り組む組合等を支援します。

⑵　組合等相談室の運営

組合等の設立や運営に関する各種相談にきめ細かく対応します。

⑶　組合総点検事業

組合等の組織、管理、事業、会計等が、組織化目的に合致し、その運営方法が適正なものであるか実地調査を行い、調査の報告書を作成して、当該組合の健全な育成に役立てます。

⑷　地域別組合トータルサポート事業

県南及び県北地区において、それぞれ講習会や相談会等を開催し、当該地区内における未組織事業者の組織化推進、組合事業運営の活性化及び組合等が抱える課題解決に繋げていきます。

［30年度実績］

事　業　内　容	講　師　（敬称略）
底力を引き出す足利流５Ｓ実践術	菊地歯車株式会社 代表取締役社長　菊地義典
連携組織で挑むブランディング戦略 ～うなぎいもプロジェクト～	うなぎいも協同組合 理事長　伊藤拓馬
挑戦から見えてきた儲かる仕組み	鈴木印刷株式会社 代表取締役社長　鈴木晴久

⑸　中小企業団体情報連絡員の設置事業

県内中小企業の景気動向を毎月調査するために、当中央会では、組合役職員の中から52人の中小企業団体情報連絡員を設置しています。情報連絡員が調査した各中小企業の景気動向の結果は、全国中央会が取りまとめて各県にフィードバックするとともに、当中央会独自に県内の調査結果を取りまとめ、機関誌及びホームページ等を通じ、県及び関係機関、組合及び組合員に情報提供します。

⑹　専門家派遣及びセミナー開催事業

中小企業組合や中小企業等が抱える課題を解決するためには、当中央会指導員や専門家等の第三者による支援が必要かつ効果的であることから、組合等の課題解決の要望に応えるために専門家の派遣を行います。

［30年度主な実績］

事　業　内　容	講　師　（敬称略）
事務局体制の整備と雇用管理について	社会保険労務士・中小企業診断士　田中義博
マンネリから脱却する活性化策	有限会社ビジネスプランニング 代表取締役　勝瀬典雄
受贈資産に係る税務について	税理士　髙野憲一
ＳＮＳを活用した新たな販促事業	株式会社システムソリューションとちぎ 研修マネージャー　藤田昌子
官公需施策と官公需適格組合制度について	中小企業診断士　須田秀規
事業承継に関する税制や相続対策ついて	税理士　小林恒夫

⑺　中小企業組合士養成事業

中小企業組合の適正で活発な運営には、ガバナンスや社会的責任に対する意識を持ち、組合運営の経験と専門知識を備えた人材が必要です。組合の役員、事務局職員、組合員等が組合の制度・運営・会計を理解し、人材育成と今後の組合運営に資することを目的に講座を開講します。また、中小企業組合士（全国中央会認定資格）取得に向けた試験対策も兼ねて実施します。

⑻　販路拡大支援事業

「技術・資源フォーメーション支援事業」において試作品を開発した異業種企業間連携グループ等を対象に、開発した製品等のブラッシュアップから販路開拓に至るまで、研究会の開催や市場調査を目的とした展示会出展をバックアップすることで、当該グループの取組を支援します。

⑼　ドローンビジネス連携開拓事業（新規）

近年注目を浴びている無人航空機（ドローン）は、業務効率化やコスト削減、リスク軽減といった効果があり、今後その使途はますます広がっていくことが想定されます。そこで、ドローンの効能を活用することによる新たなビジネス展開や課題解決の可能性を探るため、ドローンの導入・活用に意欲的な組合等を対象に交流の機会を設け、技術交流やマッチングを支援します。

⑽　コミュニティ＆ソーシャルビジネス支援事業

地域が抱える課題をビジネスの手法を活用し課題解決に取り組むコミュニティ＆ソーシャルビジネスが、新規創業や雇用創出の観点からも注目され、広がりを見せています。

当中央会では、コミュニティビジネスに関する相談窓口としてコミュニティビジネス支援センターを設置し、当中央会指導員が個別相談に対応するとともに、研修会の開催や個別グループの支援、さらには機関誌等を活用して、先進事例などの情報提供を行います。

① 研修会の開催

連携組織を活用して創業や事業化、法人化を検討している任意グループ等を対象に、創業や法人化の手法、組合制度、必要な法令等経営知識の取得を目的に研修会を開催する。

［30年度実績］

事　業　内　容	講　師　（敬称略）
地域の課題をビジネスに！（第１回：創業支援講習会）	シゴトラボ合同会社　桑原　静
地域の課題をビジネスに！（第２回：ワークショップ）	シゴトラボ合同会社　桑原　静

② 連携組織の設立・経営・事業支援

道の駅、農産物直売所、農村レストランなど地域密着型の連携による事業活動を促進するため、本会が支援センターとして相談窓口を設置し、情報提供等を行うとともに、個別グループに対する支援を行います。

また、本会の組合等連携支援機能を活かして企業組合等を活用した新規創業、任意組織の法人化を促進することで、新事業機会の創出による雇用創出と地域の活力強化を図る。法人化を検討する任意グループ等に対し、組合設立に関する具体的な手続等について個別に支援します。

［30年度主な実績］

事　業　内　容	講　師　（敬称略）
厨房食堂のハラール対応	株式会社Ｆ＆Ｔ　ＪＡＰＡＮ　友松篤信
礼拝環境のハラール対応	株式会社Ｆ＆Ｔ　ＪＡＰＡＮ　友松篤信
クレーム対応強化研修	有限会社エファ　菊地理恵
地元野菜を使用したピクルスの商品開発	株式会社ましこカンパニー　高橋裕也
食べ方レシピの開発	料理研究家　臼居芳美
女性活躍推進研修	スマイルコミュニケーション　小林里江
地元野菜を使用したドレッシングの商品開発	株式会社ましこカンパニー　高橋裕也
直売所ディスプレイ指導	中小企業診断士　須田秀規

２．小規模事業者組織化指導事業等

全国中央会の助成を受けて、小規模事業者の振興発展を図るために、小企業者組合に対する支援事業を実施します。

⑴　小企業者組合に対する実地指導

小企業者組合に対し、組織制度、事業経営、会計税務、金融、労働等について実地指導と相談業務を行います。

⑵　小企業者組織化特別講習会の開催

組合運営の円滑化等に資することを目的に、小規模事業者と小企業者組合の役職員等を対象に講習会を開催します。

［30年度実績］

事　業　内　容	講　師　（敬称略）
部下の能力を120％引き出す！ 人材マネジメント研修	こんくり株式会社 代表取締役　安 紗弥香
なぜ、今、健康経営なのか ～スモールステップから始めよう～	全国健康保険協会栃木支部 企画総務グループ　小柳　学、佐藤郁恵

⑶　小企業者組合等に関する調査研究

小企業者組合の活動状況及び小規模事業者の組織化状況などの実態把握と、その問題点について調査研究を行うとともに、課題を抱える組合に対して、当中央会指導員同行のもとで専門家を派遣し、課題解決のための支援を行います。

［30年度主な実績］

事　業　内　容	講　師　（敬称略）
ＳＮＳを利用したマーケティング手法について	株式会社今西マシーンテクノ 代表取締役　今西　崇
車椅子等福祉用具の整備・メンテナンスについて	株式会社松永製作所 法人販売課　西本和弘
経営者と従業員のための健康経営 ～歯と口腔の健康から考える～	塚田歯科医院 院長　塚田典功
個人情報の取り扱いについて	日新火災海上保険会社 宇都宮サービス支店　主任　本木早貴斗
介護分野におけるクレーム対応とその予防について	有限会社エファ 代表取締役　菊地理恵
消費税増税への対応	税理士　鈴木　寛
組合資産の有効活用について	税理士　髙野憲一
組合運営におけるコンプライアンスについて	弁護士　平野浩視
ＳＮＳ等の有効活用について	コミスタ　代表　高橋英基

3．外国人技能実習制度適正化事業

全国中央会の助成を受けて、「外国人技能実習生共同受入事業」を行う組合及び組合員の円滑な受入を支援するため、当中央会指導員及び外国人技能実習制度に精通した専門家を派遣し、個別に適正な運営指導を行います。また、現行制度の仕組みや法令の規定等を周知するための講習会を開催します。

各事業の詳しい内容・事業実施等の相談につきましては、当中央会各事業担当までお問合せください。

FLASH

最近の中央会に関する出来事をご紹介いたします。

◇ 栃木県中央会「第64回通常総会」開催

期　日：令和元年５月30日（木）
場　所：宇都宮市「ホテル東日本宇都宮」

本会の第64回通常総会が、多数の来賓と会員組合の皆様の出席のもと、盛大に開催されました。

冒頭、渡邉秀夫会長より、中央会では「組合等の活性化及び連携促進の支援」、「新事業創出の支援」、「経営資源充実の支援」を事業の３本柱とし、近年注目を浴びている、ドローンを活用した新たなビジネス展開を探る「ドローンビジネス連携開拓事業」などの新規事業をはじめ、「中央会・組合祭り2019」「働き方改革・人手不足対応支援事業」「消費税軽減税率対応窓口相談等事業」などの支援事業に鋭意取り組む旨挨拶が行われました。

続いて、栃木県知事表彰及び栃木県中小企業団体中央会会長表彰が行われ、優良組合や組合功労者、優秀事務局専従者の方々が受賞の栄に輝きました。

また、当日ご出席頂いた来賓の方々を代表して、福田富一栃木県知事、栃木県議会経済企業委員会渡辺幸子委員長、（株）商工組合中央金庫奥直久宇都宮支店長よりそれぞれ祝辞を賜りました。

議案審議では、平成30年度の事業報告をはじめ、令和元年度の事業計画（案）及び収支予算（案）など７議案が上程審議され、全議案とも満場異議なく承認可決されました。

なお、役員改選が行われ、齋藤高藏氏（栃木県菓子工業組合理事長）が新会長に就任いたしました。

冒頭、会長挨拶を行う渡邉秀夫会長

知事表彰（団体）：とちぎ流通センター協同組合
嶋田和昭　理事長

知事表彰（個人）：栃木県商店街振興組合連合会
長島俊夫　理事長

受賞者のみなさまおめでとうございます

◇栃木県知事表彰（中小企業団体功労）（敬称略）
［団体］とちぎ流通センター協同組合
［個人］長島俊夫（栃木県商店街振興組合連合会　理事長）

◇栃木県中小企業団体中央会会長表彰
［優良組合］
栃木県漬物工業協同組合
宇都宮縫製工業協同組合
足利市上下水道設備事業協同組合
栃木県資源リサイクル事業協同組合
西那須野商業振興協同組合

［組合功労者］
戸川　良知（栃木県北車検センター協同組合　理事長）
後藤　　甫（栃木県醤油工業協同組合　理事長）
千葉　博令（栃木県福祉介護移送事業協同組合　理事長）
稲延　和幸（芳賀町物資納入協同組合　理事長）
松本　宗樹（宇都宮ユニオン通り商店街振興組合　理事長）

［優秀事務局専従者］
半田　二郎（協同組合栃木卸センター　事務局長）
清水　大輔（栃木県砕石工業協同組合　職員）
古澤ちえみ（栃木市建設業協同組合　職員）
中島　節子（栃木県電気工事業工業組合　職員）

新会長就任挨拶を行う齋藤高藏氏

情報連絡員報告（平成31年4月分）

この報告結果は、栃木県中央会において設置している中小企業団体情報連絡員（中小企業組合（協同組合、商工組合等）の役職員52名に委嘱）による、所属組合の組合員企業の全体的な景況です。

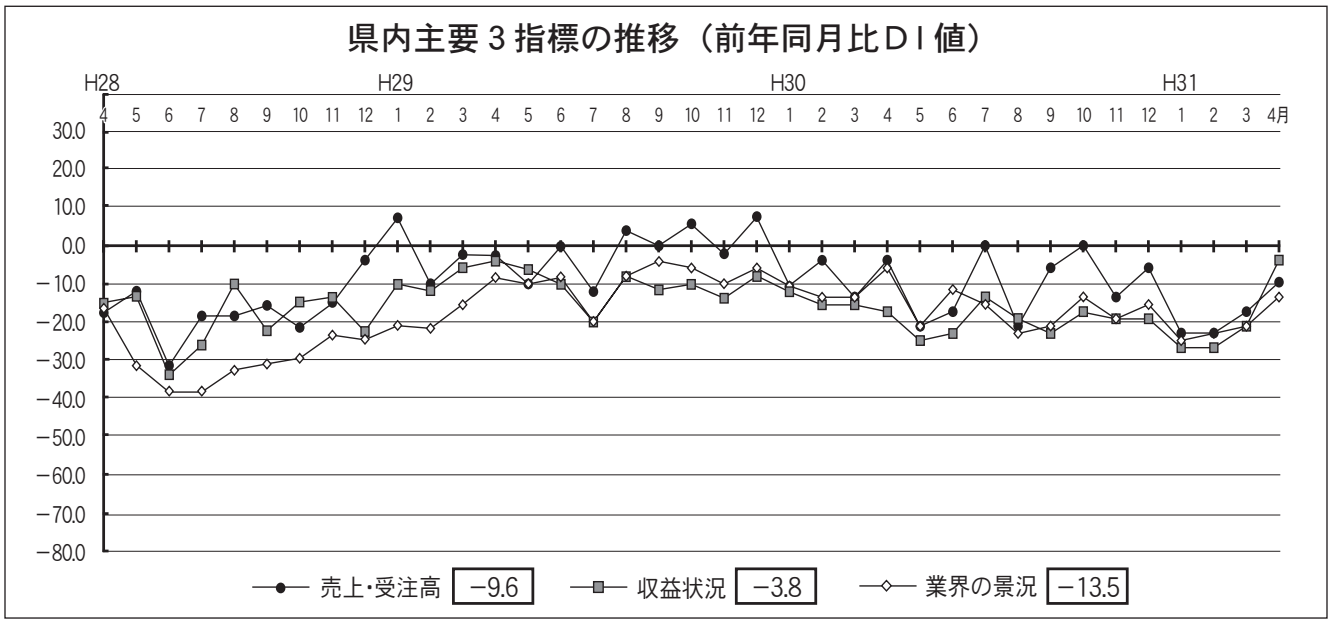

概　況

４月の前年同月比ＤＩ値は、前月の前年同月比ＤＩ値と比べ、９指標中「売上高」「販売価格」「取引条件」「収益状況」「資金繰り」「設備操業度」「雇用人員」「業界の景況」の８指標が上昇した。

主要３指標では、「売上高」「収益状況」「業界の景況」いずれも前月より上昇し、それぞれ−9.6ポイント、−3.8ポイント、−13.5ポイントであった。

業種別の状況を見ると、下表のとおり、「売上高」は製造業で７業種中４業種が上昇、１業種が下降し、非製造業で６業種中１業種が上昇、３業種が下降した。「収益状況」は製造業で７業種中３業種が上昇し、非製造業で６業種中２業種が上昇、１業種が下降した。「業界の景況」は製造業で７業種中３業種が上昇し、非製造業で６業種中１業種が上昇、２業種が下降した。

４月は前月ＤＩ値差表をみると８指標において好転しており、一時の著しい景況悪化が改善したように感じられるが、前年同月ＤＩ値と比べると数値はほぼ不変となっており、依然として深刻な状況に変わりはない。また、例年に比べ年度切換えに伴う売上の伸びが少なかったことや大型連休明けの買い控え、仕入単価の上昇などを心配する声が多く、引き続き先行きを注視していく必要がある。

【前月ＤＩ値差】

	売上	在庫	価格	条件	収益	資金	設備	雇用	景況
食料品製造	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0	−25.0	25.0	0.0	0.0
繊維・同製品	25.0	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0	25.0
木材・木製品	75.0	25.0	25.0	0.0	25.0	50.0	50.0	50.0	75.0
印刷	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
窯業・土石	−50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	−75.0	0.0	0.0
鉄鋼・金属	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
一般機器	75.0	−50.0	0.0	0.0	75.0	0.0	50.0	50.0	50.0
製造業	24.0	−4.0	8.0	0.0	20.0	8.0	8.0	16.0	24.0
卸売業	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0		0.0	0.0
小売業	−42.8	0.0	−14.3	0.0	−14.2	0.0		−14.3	−28.5
サービス業	0.0		0.0	16.7	66.6	33.4		16.7	−16.7
建設業	−20.0		20.0	20.0	0.0	0.0		0.0	20.0
運輸業	75.0		0.0	0.0	25.0	0.0		0.0	0.0
その他	−50.0		0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0
非製造業	−7.4	10.0	0.0	11.1	14.8	7.4		0.0	−7.4
全体	7.7	0.0	3.8	5.8	17.4	7.7	8.0	7.6	7.7

【和洋菓子製造業】このところ原材料の値上げが続いており、それに伴う価格への対応が難しい。また、昨年のイベントの反動も大きい。

【酒類製造業】昨年夏頃からの清酒需要の減少が加速し、売上数量が昨年度より２割弱少なくなっている。酒類別にみると、一般酒の減少が著しい一方、特定銘称酒と呼ばれる高額の清酒の売上が微増しているため、売上高に大きな打撃は今のところ出ていないようであるが、今後の不安材料である。

【縫製業】縫製業は厳しい経営状況のため、廃業等で生産ペースが減少しており、残っている事業所はそれなりに忙しいが、先の見通しは大変厳しい。４月より有休の５日間取得が義務付けられたが、最賃であっても１人あたり年間35,000円の経費増が経営を圧迫している。

【染色整理業】季節的要因により、一部企業で若干の好転がみられる。

【綱・網・レース・繊維粗製品製造業】４月に入りレースシーズンではあるが、期待していたほど反応は良くなかった。百貨店、アパレルの動向においてもいまいち伸び悩んでいるが、年号が変わったことに伴い消費者の購買意欲も上がってくれることを期待している。

【一般製材業】見積り物件数が増加したものの、営業力不足により受注率が低迷した。

【集成材製造業】４月は売上がたまたま増加したが、このまま安定した売上増を期待している。毎月の波が大きく、人員確保が厳しい。

【印刷業】ニーズの変化、需要の停滞、過当競争、低価格、資材等の値上げなど厳しい経営環境に変わりはない。また、組合員数も減少している。

【石灰製造業】鉄鋼関係、建材土質関係は４月以降思った以上に伸び悩んでいる。肥料関係は例年通りの推移であった。トータルでは減少気味ではあるが、横ばいの範囲内であった。

【砕石製造業】平成30年度（４月～３月）の出荷量は16,316,606トンであり、前年同月比0.6％減で推移した。

【金属製品製造業】売上低下・人件費増加・人手不足により、自動車部品関連・機械設備関連・プレス金型関連いずれも低下した。

【一般機械器具製造業】全般的に不変である。しかし、企業間格差があり一様に不変ということではなく、売上高については収益減少の悪化懸念、仕入単価の上昇懸念が存在している。今後の動向を注視しつつ対応していくことが必要である。なお、人手不足は依然として継続中である。

【一般機械器具製造業】2019年に入り多くの企業で受注が悪化していたが、４月に入りようやく改善してきた。しかし、落ち込み幅が大きかったため、今後も楽観はできない。新元号改正や新天皇即位にともない景況感が上昇したような報道もあるが、現実問題として収入が増加したわけではないので、現状は厳しいと感じている。

【化粧品卸売業】得意先への対応や在庫管理など大型連休中の対応が大変であった。

【各種商品卸売業】当団地は宇都宮市の都市計画上「準工業地域」であり、「宇都宮市特別用途地区建築条例」により建築制限がある。これにより、組合は現在まで純粋な卸商業団地の活動に専念できていた。しかし、周辺地域の環境変化も大きく、宇都宮市から条例の緩和について検討を行う計画案が示された。将来の組合事業活動を見据え、このような検討の場に参加を予定することとなった。

【食肉小売業】４月の前半は、仕入相場も落ち着き前年同様の荷動きであった。安価な商品の物流が多かったので売上の伸びはなかった。大型連休を控え、商品の動きが良くなった。

【中古自動車小売業】新車・高額車は個人リースが伸びているが、全体的に中古車は低額の需要が多くなっている。

【各種商品小売業】４月も引き続き厳しい期となった。大型店・中型店共に悪い月であったように思う。

【各種商品小売業】全業種とも客数が前年を割っており、全体としての集客に苦戦した。ゴールデンウィーク10連休を迎えるにあたり、連休前の施策が打ち出しにくかったことも影響した。観光需要の立地ではないため、連休中の大幅な伸びは期待できず、また、連休明けの買い控えも懸念されるため、５月も厳しい状況になると予想される。

【花・植木小売業】４月は入学式や新年度のイベント需要、連休での婚礼需要などにより花が良く流通した。その一方で、今年の春は気温の寒暖差が激しく、朝晩の冷え込みで気温が下がったことなども影響し、例年よりも入荷が少ない品目もあり、単価は前年対比で１割～２割高の推移となり、仕入に苦労した。

【理容業】例年、年度末には組合脱退者が増加する傾向にあるが、今月も多くの脱退者がみられた。高齢によるやむを得ない廃業者が多い中、廃業以外の理由での脱退者が数名いたので、対応策を考え何とか脱退を食い止めるようにしていきたい。

【自動車整備業】売上高が増加傾向にあるが、人材の確保が難しく、対応に苦慮している。

【旅館・ホテル】宿泊の客室稼働率に関し、４月は全体として高稼働であり、大型連休前半も高稼働で推移した。レストラン・宴会・婚礼など飲食に関する部門では多様化しており、ホテル利用が全てではなくなってきている。宴会に関して、ここ数年のトレンド通り多くの受注があり、３月後半からの歓送迎会は単価も高かった。飲食店利用に関しては、大型連休の10連休はあまり良い方向には向かないと感じた。

【ビルメンテナンス業】ビルメンテナンス業務では営繕関係のスポット作業などが増加傾向にある一方、清掃業務は費用削減が求められている。

【給食センター】４月１日から産業弁当の値上げを実施したが、不採算部門の撤退等により、昨年度より若干の売上高減少となった。配送燃料費の高騰や最低賃金引き上げなどにより厳しい経営状況ではあるが、食材費の減少や新規の得意先の開拓・新商品の開発により、収益を改善していきたい。

【内装工事業】当組合の防炎ラベル支給枚数からみると、前年同比でカーテン用ラベルは52％減、敷物用ラベルは288％増、壁装用ラベルは16％減であった。

【一般貨物自動車運送業】ドライバー不足が慢性化している中、輸送効率向上のため、求荷求車情報ネットワーク事業への参加者が増加している。また、燃料価格が上昇傾向にあり、収益を圧迫している。

【貨物軽自動車運送業】例年、年度末の３月が混み合うが、今年の３月が落ち着いていた分、４月はその反動と大型連休に向けた受注が増加し、車が足りない状況が中旬～下旬まで続いた。食料品などで５月１日から値上げする商品があったため、いつも以上に物流が多くあった。

【一般乗用旅客自動車運送業】タクシー事業の適正化及び活性化特別措置法の影響があるのか、若干の売上増になっている。

【大谷石採石業】大きな工事が無かったことやコストの面で大谷石以外の石に変更されたりした影響により、売上高が前年同月比で４～10％減少した。

第4回　組合インタビュー「この人に聞く」

柴田　政之 さん（理 事 長）
村上　敏夫 さん（事務局長）
日光建設業協同組合

日光建設業協同組合は、昭和47年に設立された現在の日光市全域を地区に持つ組合です。組合では、道路・河川・砂防施設の維持工事等の共同受注事業に取り組んでいます。

今回は、理事長の柴田政之様、事務局長の村上敏夫様に、現在の活動内容や今後の展望についてのお話を伺いました。

村上事務局長（左側）、柴田理事長（右側）

――組合の沿革について

当組合は戦前から栃木県土木建築請負業組合　日光支部という業界団体で活動しており、昭和47年６月に正式に日光建設業協同組合として法人設立いたしました。設立当初は、共同施設の設置・運営管理、経営・技術の向上を図るための教育情報事業、組合員の福利厚生に関する事業を掲げ、設立同意者35社により組合活動をスタートいたしました。

――平成22年度より「維持管理業務の共同受注」に取り組んでいると伺いましたが……。

建設業として各社組合員が活動している最中、昭和末期にバブル崩壊やリーマンショックが起こり、公共事業が激減縮減してしまいました。この危機を打開すべく、まず社団法人栃木県建設業協会（当時）が共同受注を制度化できないかと栃木県に要望いたしました。それに合わせて組合では共同受注の受入体制を整備し、平成22年に組合の定款変更を行い建設工事や設計、調査、維持管理等の共同受注事業項目を加えました。平成22年の秋頃から共同受注事業を実施、組合員に公平に仕事を分配することができるようになりました。現在、受注量は当時に比べ約５倍になり、順調に事業を遂行しております。

――平成25年度からは「道路及び河川等維持管理統合業務」の委託を受けたそうですね…。

主な業務は、道路・河川・砂防施設の維持工事、舗装修繕や側溝の清掃、事故対応や緊急工事、道路の除雪作業です。特に緊急工事は組合員を地区割し、24時間体制で対応しています。日光市の北部山岳地域は積雪寒冷地域に指定されてます。そのため冬季の仕事のメインは除雪作業になります。特に最近では平成26年の豪雪の際には、いろは坂や市街地の除雪と路面凍結防止に奮走しました。あの時は経験のない豪雪で除雪も進まず大変でした。また、自然災害が起きた時には、組合員が分担して災害緊急工事、及び災害応急復旧作業を行います。台風や豪雨による流木や土石流の処理等も組合の業務のひとつです。

――官公需適格組合の資格取得に至ったいきさつ、また、官公需適格組合に対する要望をお聞かせください。

当組合は、官公需適格組合の認定を取得し２年目になりました。当時この資格を取得した目的は、協同

組合の組合員全員が合意したうえで組合運営を行うため、いわゆる組合運営の透明化を図るためです。これから県内の建設関係の組合がなるべく多く官公需適格組合の認定を受け、共同受注で有利な立場に立つことができたり、入札に参加できるなどのメリットが生まれることを期待しています。将来的には、官公需適格組合を取得している組合は、仕事を別枠でもらえるような流れになれば良いなと思います。

――今後の展望と、中央会に期待することをお聞かせください。

現在は発注機関が栃木県のみですが、今後、他の発注機関からも仕事を取り込めるように、組合の事業を更に拡大したいと考えています。

そのためには、まず建設業界の高齢化や人手不足問題を解決していかなければなりません。これまでもインターンシップなどを行ってきましたが、今後も引き続き継続して若い人材の確保に取り組んでいきたいです。

また、建設業は仕事上危険も伴うため、それなりの経験や技術・技能が必要となります。そのため、資格取得を促し、人材の育成に努めて行きたいです。

中央会に期待することとしては、官公需適格組合の周知を強化して頂きたいです。やはり、まだ知名度が低いのが現状であると思います。官公需適格組合の立場が引き上げられるようなバックアップをしていただき、適格組合を取得することのメリットが更に多くなることを期待しています。

――本日はありがとうございました。

平成26年２月豪雪
県道川俣温泉川治線　日光市川俣大橋

平成27年９月　関東東北豪雨
県道宇都宮今市線　日光市岩崎土石流除去

主たる事業	建設工事、設計、調査、維持管理業務等及び施設の管理運営等の共同受注
事　務　所	〒321-1401　栃木県日光市上鉢石町1087 TEL 0288（54）0140／FAX 0288（53）3419
代　表　者	理事長　柴田政之
組 合 員 数	30会員
会 員 資 格	(1) 建設業を行う事業者であること (2) 一般社団法人栃木県建設業協会の会員であること (3) 組合の地区内に事業場を有すること
そ　の　他	ホームページ：「日光建設業協同組合」で検索

INFORMATION

令和元年度の労働保険年度更新の申告・納付期間は 6月3日から7月10日までです

令和元年度の労働保険年度更新手続きは、６月３日から７月10日までの間に行っていただくことになります。

労働保険料の算定方法は、平成30年４月１日から平成31年３月31日までの賃金総額に保険料率を乗じて得た額となります。

概算・確定保険料の申告・納付は栃木労働局労働保険徴収室・労働基準監督署において受付けておりますが、最寄りの日本銀行歳入代理店・郵便局等でも取り扱っています。手続きの際は、申告書と納付書を切り離さずに保険料を添えて窓口に提出してください（労働保険料申告等の事務を社会保険労務士や労働保険事務組合に委託する方法もあります）。

なお、申告書作成の結果、納付すべき保険料が発生しない場合、口座振替を利用されている場合は、金融機関で申告書のお取扱いができませんので、栃木労働局又は労働基準監督署へ直接提出してください。

また、電子申請による労働保険の年度更新の申告もe-GOV（電子政府の総合窓口）からご利用いただけます。

詳しくは下記までお尋ねください。

≪お問い合わせ先≫
栃木労働局労働保険徴収室（TEL：028-634-9113）
各労働基準監督署又は各公共職業安定所

通常総会（総代会）終了後の手続きについて ～決算関係書類の提出をお願いします～

組合の通常総会（総代会）終了後は、法律により認可（定款変更）を受けたり、届出を要する事項が定められています（決算関係書類の提出、役員変更の届出等）。

１．決算関係書類の提出について

組合は、毎事業年度、通常総会終了の日から２週間以内に、事業報告書、財産目録をはじめとする財務諸表等を取りまとめた決算関係書類を、所管行政庁に提出しなければなりません。

〔添付書類〕
①事業報告書　②財産目録　③貸借対照表　④損益計算書
⑤剰余金の処分又は損失の処理を記載した書面
⑥監査報告書
⑦前各号の書類を議決した通常総会（総代会）の議事録

２．役員変更届書の提出について

役員に変更のあった日から２週間以内に提出が必要です。

〔添付書類〕
①変更の年月日及び理由を記載した書面
②変更事項を記載した書面
（新旧の役員対照表：氏名、役職、個人の住所、所属事業所名を記載）
③総会議事録（総代会議事録）
④理事会議事録

３．定款変更の認可申請について

組合の定款を変更するには、所管行政庁の認可が必要です。
下記の書類を袋とじにしたものを２部作成します。

〔添付書類〕
①定款変更認可申請書
②変更理由書
③変更した個所を記載した書面（新旧条文対照表）
④総会議事録（総代会議事録）
⑤現定款

※なお、事業の変更にかかる定款変更については、変更後の事業計画書及び収支予算書の添付が必要です。
定款変更の認可申請を円滑に進めるため、事前に中央会（組合巡回担当者）までご相談ください。

チェックポイント　定款変更の効力発生時期について

Ｑ１．中小企業等協同組合法第51条第２項に「定款の変更は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない」とありますが、効力発生時期は、認可の日ですか。それとも組合が変更決議をした日に遡及するのでしょうか。

Ａ１．組定款変更の効力は、行政庁が認可したときに発生し、組合が定款変更を議決した日に遡及するのではないと解されてます。

更に、効力発生時期を厳密にいえば、行政庁において認可書を作成した日にその効力が発生するのではなく、認可があったことを組合が知り得たとき、すなわち認可書が組合に到達したときに効力が発生することとなります。

Ｑ２．次の役員改選を機に、理事の定数を現在の８名から７名に減員したいと考えていますが、どのような方法で行えばよいでしょうか。

Ａ２．原則としては、まず理事定数の変更に伴う定款変更のための総会（総代会）を開催し、そこで定款変更の決議を行って行政庁の認可を受けた後に、あらためて役員改選のための総会を開催し、新定数（７名）による理事を選出することになります。ただし、この方法では、短期間のうちに２度総会を開催しなければなりませんので、現実的にはなかなか難しいと思われます。

そこで、実務上定款変更決議と役員改選を同一総会において行うことになるわけですが、これには次の２つの方法が考えられます。

１つ目は、定款変更決議後、ただちに未認可の変更定款（新定款）により新役員を選出するが、その就任については停止条件を付し、全員が定款変更の認可後に就任するという方法で、これが一般的です。

２つ目は、定款変更後、現行（変更前）定款により８名の新役員を選出し、全員ただちに就任するという方法です。ただし、この方法による場合は、定款変更認可後に、定款規定（７名）と現行役員数（８名）との間に相違が生じますので、超過する員数の役員に自発的に辞任してもらうか、あるいはその役員の任期に、定款変更の認可日までとする旨の解除条件をつける（つまり、一部役員の任期を制限する）等の調整を行う方法が考えられますが、あまり現実的ではないと思われます。

Ｑ３．本組合の事業年度は１月１日より12月31日ですが、令和元年５月１日に、有効な総会において、８月１日より７月31日と変更議決し、同年６月10日に変更認可を受けました。この場合、変更時の事業年度はどのようになりますか。また、通常総会はどのように開催したらよいですか。

Ａ３．定款変更の議決において特別の定めがなかった場合は、定款変更によって新たな事業年度の始まる８月１日の前日である７月31日までが事業年度とされます。この事実を明らかにしておくために、定款の附則に、例えば、「令和元年に限り、事業年度は、平成31年１月１日より令和元年７月31日までを１事業年度とする。」等の規定を設けることが適当と考えられます。

なお、通常総会については、経過措置として事業年度が１月～７月に短縮されても毎事業年度１回開催されなければならない（中協法第46条）ので、当事業年度について必ず開催しなければなりません。

〈あしぎん〉では、お取引きいただいている事業者のみなさまのお役に立てるよう、さまざまな商品・サービスをご提案しております。

足利銀行 | MEBUKI めぶきフィナンシャルグループ

あしぎん　検索

中央会からのお知らせ

◇第71回中小企業団体全国大会（鹿児島）及び団体ツアーのお知らせ

栃木県中小企業団体中央会では、今年も大会日程に合わせて２泊３日の「合同参加ツアー」を催行予定です。参加をご希望の方は、７月１日までにお申し込み下さい。たくさんのご参加お待ちしております。詳細は、別添郵送しました参加募集通知をご確認ください。

11月６日（水）

羽田空港集合（10：45）═ 鹿児島空港【昼食・機内弁当】═ 城山展望台 ═ 鹿児島維新ふるさと舘 ═ ホテル ═ さつま路【夕食】═ 鹿児島ワシントンホテルプラザ【宿泊先】

11月７日（木）

ホテル ═ 薩摩ガラス工芸 ═ 仙巌園・尚古集成舘 ═ 熊襲亭【昼食】═ 鹿児島アリーナ【全国大会】 ═ ホテル ═ ダイニングひめらぎ【夕食】═ 鹿児島ワシントンホテルプラザ【宿泊先】

11月８日（金）

ホテル ═ 知覧特攻平和会館 ═ 知覧武家屋敷 ═ 鹿児島まん天【昼食】═ 鹿児島空港 ═ 羽田空港（17：45）

■お問合せ先

栃木県中小企業団体中央会　事業管理部　髙橋・村上　TEL：028-635-2300　FAX：028-635-2302

◇消費税軽減税率対応講習会の開催について

いよいよ本年10月１日より消費税率が引き上げられ、同時に軽減税率制度が導入されます。中央会では、改正消費税への円滑な対応と経営改善の向上を図るため「消費税軽減税率対応講習会」を開催いたします。

第１回【県央会場】

日　時：令和元年６月18日（火）13：30～15：30
会　場：「ホテルニューイタヤ」宇都宮市大通り2-4-6
　　TEL：028-635-5511
テーマ：「改正消費税への円滑な対応と伸びる会社の販売戦略について」
講　師：ジャイロ総合コンサルティング株式会社
　　コンサルタント　渋谷雄大氏

第２回【県南会場】

日　時：令和元年７月９日（火）13：30～15：30
会　場：「ニューミヤコホテル」足利市南町4254-4
　　TEL：0284-71-3333
テーマ：「改正消費税への円滑な対応と伸びる会社の価格戦略について」
講　師：ジャイロ総合コンサルティング株式会社
　　コンサルタント　大木博史氏

※各会場とも定員になり次第締め切ります（県央会場：50名、県南会場30名）

■お問合せ先　栃木県中小企業団体中央会　事業推進部　永井　TEL：028-635-2300　FAX：028-635-2302

短期資金の継続利用で財務基盤の強化が図れます！

栃木県信用保証協会は、短期資金を継続利用できる保証制度「金融機関連携型継続支援保証“アンサンブル”」を創設し、金融機関と連携して中小企業・小規模事業者のみなさまの資金繰りをサポートしています。

詳しくは、当協会企画課（028-635-2121）までお問い合わせください。

「金融機関連携型継続支援保証“アンサンブル”」の概要

■ご利用いただける方

１期以上の確定申告を行い、申込金融機関において一定の要件を満たすほか、信用保証を付さない（金融機関プロパー）借入について、次の①または②を満たす方
①借入総額の30％以上の金額で同時に借り入れる
②保証付借入額の50％以上の残高がある

■保証限度額　3,000万円　　**■保証期間**　１年以内
■返済方法　一括返済
■貸付利率　金融機関所定利率
■保証料率　0.45％～1.90％
■更新回数　**制限なし（要件に該当すれば継続利用可能）**
■初回取扱期間　2020年３月31日まで

明日をひらく中小企業とともに
栃木県信用保証協会
http://www.cgc-tochigi.or.jp/

栃木県信用保証協会 facebook 情報発信中！